

改正案

現行

(特定無線設備等)

(特定無線設備等)

第二条 (略)

第二条 (略)

一〇十一の七 (略)

一〇十一の七 (略)

十一の八 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの(次号に掲げるものを除く。)

十一の八 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の八の二 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもののうち、二又は三の搬送波を同時に送信するもの

十一の九〇十一の十八 (略)

十一の九〇十一の十八 (略)

十一の十九 設備規則第四十九条の六の九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備

十一の二〇〇四十九 (略)

十一の二〇〇四十九 (略)

五十 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの

五十 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値のもの

五十一 (略)

五十二 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信パースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの  
五十三〜六十 (略)

2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 特性試験

(略)

ア (略)

一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	
) 略 (				
備線設	の無	の八		第一項
備線設	の無	の二		第八号
) 略 (				
設備	無線	十の		第一項
) 略 (				

五十一 (略)

五十二 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信パースト長が九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値のもの  
五十三〜六十 (略)

2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 特性試験

(略)

ア (略)

一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	
) 略 (				
	設備	の無線		第十一号
	線設備	十の無		第十一号
) 略 (				
) 略 (				

送 信 装 置						
周波数	占有周波数帯幅	スプリア不要放射の強度	空中線電力	比吸収率	周波数偏位又は波数変調	プレシエン
周波数計又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器	低周波発振器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	低周波発振器直線検波器又は変調器	低周波発振器
				注15	○	○
				注15	○	○
						○

送 信 装 置						
周波数	占有周波数帯幅	スプリア不要放射の強度	空中線電力	比吸収率	周波数偏位又は波数変調	プレシエン
周波数計又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器	低周波発振器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	低周波発振器直線検波器又は変調器	低周波発振器
				注15	○	○
						○

送信速度	搬送波を 送信して いないと きの電力	搬送波を 送信して いないと きの電力	力漏えい電 は帯域外 い電力又 ネル漏え 隣接チャ	がり時間 信立ち下 間及び送 上がり時 送立ち	び雑音 総合歪及 び雑音	数特性 総合周波 数特性	力搬送波電 搬送波電	特性 直線検波 器
オシロス 器低周波 振器	析器 クトル分 又はスペ 用受信機 電力測定 器	析器 クトル分 又はスペ 用受信機 電力測定 器	器 トル分析 はスペク コップ又 オシロス	計歪率雑 器直線検 器直線検 振器	電力計 器低周波 振器	ルスペク 分析器	器低周波 振器	器直線検 波器
○	○	○						
○	○	○						
	注16 ○	注17 ○						

送信速度	搬送波を 送信して いないと きの電力	搬送波を 送信して いないと きの電力	力漏えい電 は帯域外 い電力又 ネル漏え 隣接チャ	がり時間 信立ち下 間及び送 上がり時 送立ち	び雑音 総合歪及 び雑音	数特性 総合周波 数特性	力搬送波電 搬送波電	特性 直線検波 器
オシロス 器低周波 振器	析器 クトル分 又はスペ 用受信機 電力測定 器	析器 クトル分 又はスペ 用受信機 電力測定 器	器 トル分析 はスペク コップ又 オシロス	計歪率雑 器直線検 器直線検 振器	電力計 器低周波 振器	ルスペク 分析器	器低周波 振器	器直線検 波器
○	○	○						
	注16 ○	○						

置 装 信 受														
特性	相互変調	効果	感度抑圧	度	隣接チャネル選択	ポンス	スプリア	減衰量	幅通過帯域	感度	度波発副	等する次的	限電に	
レベル計	発生器	標準信号	レベル計	発生器	標準信号	プロスコ	又ハオシ	レハオシ	発生器	標準信号	器	トハ測電	ルスペク	分析又度
												○		
												○		
												○		

置 装 信 受													
特性	相互変調	効果	感度抑圧	度	隣接チャネル選択	ポンス	スプリア	減衰量	幅通過帯域	感度	度波発副	等する次的	限電に
レベル計	発生器	標準信号	レベル計	発生器	標準信号	コハオシ	レハオシ	発生器	標準信号	器	トハ測電	ルスペク	分析又度
												○	
												○	

局部分発振器の周波数変動	又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器	直線検波器	標準信号発生器	歪率雑音計

注

1 ～ 16 (略)

17 設備規則第四十九条の六の三第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の四第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の五第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、第四十九条の六の九第三項に規定する無線設備、第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 ～ 21 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)

別表第二号～六号 (略)

様式第1号～第6号 (略)

局部分発振器の周波数変動	は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器	直線検波器	標準信号発生器	歪率雑音計

注

1 ～ 16 (略)

17 設備規則第四十九条の六の三第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の四第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の五第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 ～ 21 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)

別表第二号～六号 (略)

様式第1号～第6号 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

様式 (略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとする。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第11号の8に掲げる無線設備	<u>N</u> X
第2条第1項第11号の8の2に掲げる無線設備	<u>X</u> U
(略)	(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

様式 (略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとする。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第11号の8に掲げる無線設備	<u>N</u> X
(略)	(略)